

新型コロナウイルス感染症対策本部 第50回本部員会議
知事メッセージ（令和4年2月25日）

県内の感染状況は、新規感染者数が連続300人を超え、過去最多を更新するなど、感染が拡大しています。特に、学校や教育・保育施設での感染が続き、20歳未満の感染者が増えています。

感染の場面を分析すると、学校、教育・保育施設で子どもが感染し、次に同居する家族が感染し、親が勤務する職場や兄弟姉妹が通う学校に感染が広がっているケースが多数確認されています。

家庭に「持ち込まない」ことが重要ですが、家庭で「うつさない、うつらない」そして、家庭から「持ち出さない」ことも重要です。

岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会から、現在の感染状況を踏まえた感染対策の見解を頂きましたので、県民の皆様実践して頂きますようお願いいたします。

家庭内においても、マスク着用が難しい子どもなどを除いて、同居する高齢者や基礎疾患のある方と会話をする時はマスクを着用しましょう。

発熱、咳など少しでも体調が悪い場合は、外出や移動を控え、医療機関に電話した上で、すぐに受診しましょう。

発熱や風邪症状がある子どもの登校・登園はしないようお願いします。

事業者の皆様には、学校、教育・保育施設の休業などにより、保護者の方が希望に応じて休暇を取得しやすい環境を整えて頂きますようお願いいたします。

県内の感染状況は、誰もがいつ感染者や濃厚接触者になってもおかしくない状況です。県民の皆様には、暮らしと健康を守り、そして一日も早い感染拡大を収束させるため、基本的な感染対策の再徹底を改めてお願いします。

令和4年2月25日
岩手県知事 達増 拓也

岩手県における新型コロナウイルス感染症に関する見解

令和4年2月25日
岩手県新型コロナウイルス
感染症対策専門委員会

新型コロナウイルス感染症について、県内におけるオミクロン株による感染例が拡大していることを踏まえ、下記のとおり専門委員会の見解を示します。

記

1 現状分析

(1) 国内での感染状況について（国公表資料から）

ア 全国の新規感染者数は、2月24日現在、実効再生産数及び今週先週比が1以下と、減少を続けている。感染は家庭、学校、保育所、職場、病院、介護福祉施設などの場で継続している。

イ 全国の感染者数の減少傾向が続いても、当面は多くの地域で軽症・中等症の医療提供体制のひっ迫と、高齢の重症者数の増加による重症病床使用率の増加傾向も続く可能性がある。今回の感染拡大における死亡者は、高齢者が中心である可能性が示された。

(2) オミクロン株の特徴（国公表資料から）

ア 潜伏期間が約3日（デルタ株では約5日）、世代時間の中央値が約2日（デルタ株では約5日）で、デルタ株に比べて感染拡大のスピードが極めて速い。

イ 初めに軽症者の数が急激に増加し、救急外来などを含め地域医療に負荷が生じ、その後高齢者に伝播し、重症者数・入院者数も増加し、医療全体がひっ迫し、さらに社会機能の維持も困難になることが懸念される。

ウ 基礎疾患や肥満を有しない50歳未満の感染者の多くは、感染しても症状は軽く、自宅療養で軽快している。

エ オミクロン株の主たる感染伝播の場面は、全国的に見て、これまで同様、三密回避が守られていない大人数・大声で、換気の悪い場所でのパーティーや会食などであり、このような場面で多数のクラスターが発生している。

オ 家庭内での二次感染率が高く、高齢者や小児への感染が増加している。

(3) 行政の対応状況

ア 岩手県においては、感染急拡大により、病床や宿泊療養施設の使用率が増加していることから、2月1日、新型コロナウイルス感染症に係る医療体制をフェーズ3に切り替えた。

イ 高齢者や基礎疾患を有する方などに必要な医療を適切に提供するとともに、救急医療などの一般医療への影響を最小限に止めるため、地域の診療・検査医療機関、いわて健康観察サポートセンター等による健康観察、医療支援等の体制を県医師会等と構築し、実施可能な地域から順次自宅療養を開始している。

ウ 学校、教育・保育施設、高齢者施設等での感染拡大を受け、各施設の管理者等に対し、感染対策の具体的な留意事項等について改めて通知を行うなど、行政分野別に注意喚起に努めている。

2 専門委員会としての見解

(1) オミクロン株の特徴を踏まえた感染対策

ア 学校・幼稚園・保育所等においては、多くの地域で新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が増加している。感染拡大のスピードが極めて速いという特徴があることから、飛沫感染防止のため、教育・保育施設の職員や保護者のマスク着用に加え、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲でマスク着用を推奨する。また、接触感染防止のための遊具等のこまめな消毒や、自治体による教職員や保育士などに対する積極的なワクチンの接種促進が必要である。

学校においては、児童生徒、教職員の毎日の検温、健康状態の把握、発熱症状等が見られる場合の登校自粛の徹底、必要に応じた時差通学の実施等の対策とともに、感染確認時における保健所との連携・協力が求められる。あわせて、流行の可能性が高い不特定の集団（学校や施設、職場など）との交流が避けられない場合には、交流場面以外（家庭内を含む）における一步踏み込んだ感染対策の工夫が求められる。

イ 高齢者施設においては、入所者及び従事者に対する日常的な健康状態の把握・記録、ワクチンの追加接種を躊躇なく進めるとともに、可能な場合には有症状の従業者等に対する積極的検査を実施し、防ぎ得ない施設内感染の範囲を最小に抑止する事前計画を考慮することも検討すべきである。また、施設等における感染管理や医療に関しては、いわて医療福祉施設等クラスター制御タスクフォースなど外部専門家の助言による支援が重要であり、クラスター対策を想定した事前準備を進めるべきである。

ウ 職場においては、社会機能維持のため、職域における感染の拡大を想定して業務継続計画を早急に点検することに加え、企業におけるテレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減に取り組むとともに、食事や休憩の際においても三密を避ける行動を徹底するなど、接触機会を可能な限り低減することが求められる。また、従業員の迅速な健康状態把握が必要であり、体調不良時には出勤を控えるよう従業員に徹底することに加え、特段の禁忌事由がない限りにおいて職域におけるワクチンの追加接種を積極的に進めるべきである。

エ 家庭においては、普段より、会話の際のマスクの着用やこまめな手洗いなどの基本的感染対策を徹底するとともに、診断の有無にかかわらず、有症状時には家庭内でも隔離による接触を避けるなどの行動ルールを検討するなど、感染した場合に家族全員が罹患しないための工夫が求められる。

オ 特にも、感染拡大している地域においては、家庭内に持ち込まれ、二次感染により高齢者や小児への感染の増加が明らかである。感染のリスクが高いことが判明している会合や会食については、原則として避けていただくこと、参加が避けられな

い場合には参加の前後数日間（概ね5～7日間程度）の自己隔離（対人交流の抑制と健康観察）を考慮するなどの踏み込んだ対策が求められる。

(2) 県民の皆さんへのアドバイス

ア 基本的な感染対策（マスクの正しい着用、手洗い・手指消毒、ゼロ密、適切な換気等）は、オミクロン株にも有効であり、冬季に流行する多くの感染症対策の観点からも、日常的に励行すること。特に、マスクについてはあらゆる対人交流の前提として、飛沫抑制効果の高い不織布製を推奨します。

イ 外出の際には、混雑する場所や換気が悪く大声を出すような場面を避けることが行動の基本です。健康状態が確認できない人々との交流や人々の移動は、理由にかかわらず感染が拡大の引き金になることから、職場の同僚や友人など親しい間柄であってもより厳密な感染対策に努力するとともに、必要な社会活動、経済活動を継続するためにも、基本に立ち返っての注意を怠らないようお願いします。

ウ 会食については、換気等の感染防止対策がしっかりしている第三者認証店を利用することはもちろん、食事中は黙食、会話時にはマスクの着用に努めること、利用者は原則としてワクチン接種を前提とすること等を推奨します。併せて、参加者については健康状態確認（会食前後7日程度）を自主的に行うようにしてください。

エ 都道府県をまたぐ移動に関しては、まん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は極力控えるとともに、感染が拡大している地域との往来については、慎重な検討を行い、やむをえない場合にも往来前後の外出や面会の抑制を推奨します。

オ 県内の感染状況は、誰もがいつ感染者や濃厚接触者になってもおかしくない状況であることから、感染者等になった後の流れを平時からホームページ等で確認しておくことや、1週間程度自宅で生活できるような生活物資の備蓄、感染確認となった場合の職場での調整をしておくことを推奨します。

カ ご自身やご家族の生活と生命を守るため、軽度の発熱や倦怠感、上気道症状など少しでも体調に変化を感じた場合は、新型コロナウイルス感染症である確率がこれまで以上に高まっていることから、直ちに外出や面会を控え（自己隔離）、医師の診断や積極的な検査を強く推奨します。

共同生活の場(学校の寮等)における 新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインについて

岩手県新型コロナウイルス感染症
対策第50回本部員会議資料
令和4年2月25日
保健福祉部

今般の感染拡大を踏まえ、共同生活の場（学校の寮等）における新型コロナウイルス感染症対策の必要性に鑑み、下記の集団感染を防ぐポイントを踏まえ、ガイドラインを作成します。

共同生活の場（学校の寮等）は、感染拡大のリスクが高く、全国でも多くの集団感染が発生しています。集団感染を防ぐためには、**日々の感染予防策の徹底**とともに、「**感染者の早期把握**」、「**迅速な感染拡大防止策実施すること**」が重要です。あらかじめ「**責任者は誰か**」「**予防の体制**」「**連絡体制**」等、**役割やルールを決め、組織的に取り組むこと**が、感染発生時の迅速な対応につながります。

①感染発生時の連絡・情報共有体制の構築

- 陽性者（濃厚接触者）・体調不良者が発生した時の連絡体制が決まっていますか？
- 連絡体制は、入寮者に共有されていますか？

②感染発生時の役割や対応方針の明確化

- 陽性者が発生した時に、誰が何を対応するか決まっていますか？
- 事前に、陽性者発生時の対応方針を決めていますか？

③日々の健康管理の徹底

- 入寮者の日々の健康チェックを行っていますか？誰が行うか決めていますか？

④相談体制の構築

- 入寮者が健康相談のできる窓口はありますか？

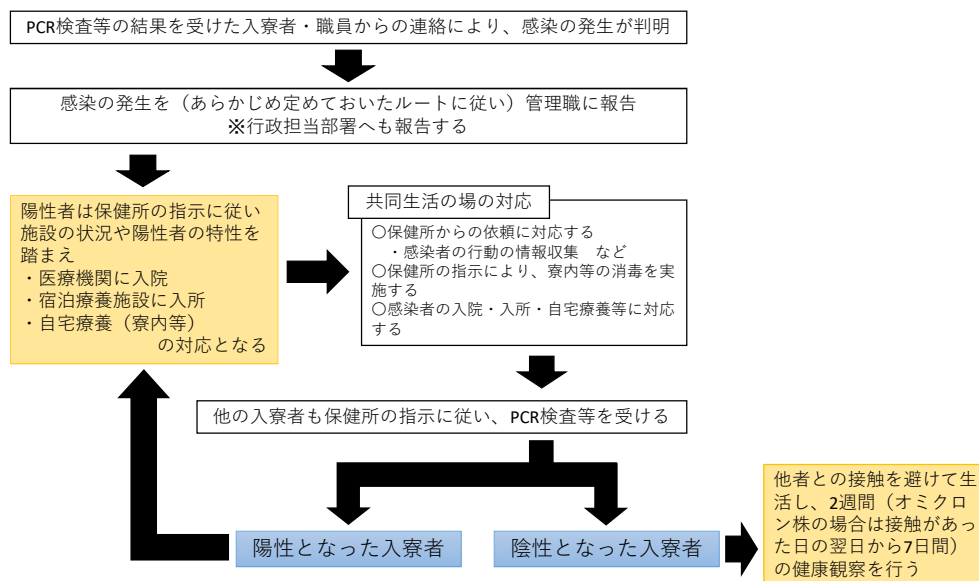
⑤最新の情報に基づく対策を

- 常に最新の情報を得て、適切な感染予防対策を行っていますか？

参考資料：東京 iCDC 専門家ボード感染制御チーム作成資料

1

共同生活の場(学校の寮等)で感染者が発生した場合の対応の考え方(フロー図)



2

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（国事業）の活用について

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、子どもの世話が
必要な保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いいたします。

1 助成金の概要

(1) 対象

令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、次の①又は②の子どもの世話を保護
者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上
の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業な
どをした小学校など（保育所等を含みます）に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

【対象となる保護者（労働者）】

- ・ 親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護す
る者
- ・ 各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含む

(2) 助成内容

（有給休暇を取得した労働者に支払った賃金相当額）× 10/10

対象労働者の日額換算賃金額×有給休暇の日数で算出した合計額を支給。

休暇取得期間	日額上限額	申請期限
令和3年8月1日～10月31日	13,500円	令和3年12月27日
令和3年11月1日～12月31日	13,500円	令和4年2月28日
令和4年1月1日～3月31日	令和4年1月～2月：11,000円 令和4年3月：9,000円	令和4年5月31日

※ やむを得ない理由があると認められる場合は、申請期限経過後に申請することが可能
（令和4年6月30日まで）

2 問い合わせ先

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
（フリーダイヤル）0120-603-999 受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金について

令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校など（保育所等を含みます）に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

*詳細は裏面をご参照ください。

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけようお願いします。

【助成内容】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額^{※1}×有給休暇の日数で算出した合計額を支給します。

※1 各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（日額上限額^{※2}あり）

休暇取得期間	日額上限額 ^{※2}	申請期限 ^{※3}
令和3年8月1日～10月31日	13,500円	令和3年12月27日（月） 必着
令和3年11月1日～12月31日	13,500円	令和4年2月28日（月） 必着
令和4年1月1日～3月31日	令和4年1～2月：11,000円 令和4年3月：9,000円	令和4年5月31日（火） 必着

※2 申請の対象期間中（注）に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に事業所のある企業については15,000円。

注：事業主の方から申請いただいた休暇日の最初の日から最後の日までの間（申請対象の労働者が複数いる場合は、休暇の開始が最も早い労働者の開始日から、終了が最も遅い労働者の終了日までの間）

※3 ただし、やむを得ない理由があると認められる場合（以下Ⅰ又はⅡ）は、申請期限経過後に申請することが可能（令和4年6月30日まで）です。

Ⅰ.労働者からの都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合

Ⅱ.労働者が都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

労働者の皆さまへ

都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』では、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等を行っています。特別相談窓口（休業支援金・給付金の仕組みによる労働者からの直接申請含む）については、こちらをご参照ください。



⇒ 「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内」

事業主の皆さまへ

- ① 支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。

申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。

新型コロナ 休暇支援 検索

*①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。

*事業所単位ではなく法人ごとの申請となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

- ② 申請書の提出方法

本社所在地を管轄する都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）まで郵送をお願いします。

※必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配達してください。（宅配便などは受付不可）

お問い合わせはコールセンターまで

『雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター』
（フリーダイヤル）0120-603-999 受付時間：9：00～21：00 土日・祝日含む

※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象になります。

「小学校等」とは

・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）

★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。

・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス

・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、

子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

ア) 新型コロナウイルスに感染した子ども

イ) 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども(発熱などの風邪症状、濃厚接触者)

ウ) 医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども

※ 学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。

・各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。

※ 業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

④対象となる有給の休暇の範囲

日曜日、夏休みなどに取得した休暇の扱い

「①に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。

・学校：授業日 ※日曜日や夏休みなどは対象外（夏休み期間が延長された場合、新たに夏休みになった期間は対象）

・その他の施設（放課後児童クラブなど）：本来施設が利用可能な日

「②に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。

・授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために休暇を取得した日

半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

・対象となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

就業規則などにおける規定の有無

・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

・対象となります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただくことが必要です。

労働者に対して支払う賃金の額

・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。

助成金の支給上限額(上限額は表面参照)を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の
全部を変更する公示

令和4年2月18日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第3項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和4年1月7日）の全部を次のとおり変更し、令和4年2月21日から適用することとしたので、公示する。

記

(1) まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和4年1月9日から3月6日までとする。(2)の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

- ・広島県については、令和4年1月9日から3月6日までとする。
- ・群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県については、令和4年1月21日から3月6日までとする。
- ・北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県、佐賀県及び鹿児島県については、令和4年1月27日から3月6日までとする。
- ・和歌山県については、令和4年2月5日から3月6日までとする。
- ・高知県については、令和4年2月12日から3月6日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第4項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

(2) まん延防止等重点措置を実施すべき区域

北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の区域とする。

(3) まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、

- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

【盛岡広域振興局】新型コロナウイルス感染症対策の取組状況について

盛岡広域振興局管内各市町における新型コロナウイルス感染症対策に係る取組状況等について報告します。

1 地方支部会議の開催

第49回本部員会議を受け、令和4年2月18日（金）に盛岡地方支部会議を開催

2 市町の対応状況

【ワクチン接種について】

- ・ 3回目ワクチン接種について、国の接種間隔短縮の方針を受け、集団接種と個別接種により、接種を希望する住民の早期完了に取り組んでいる。
- ・ 接種については、医療従事者及び高齢者施設入所者を最優先で対応している。
- ・ 管内では、接種券が届いていない場合でも6か月経過を条件に集団接種の予約を受け付けるなどの工夫をしているところもある。
- ・ 5歳から11歳については、対象者の保護者に対して、接種希望等の意向調査を事前に行い実施方法検討の参考にしているところもある。

【市町から住民への呼びかけ】

- ・ 基本的な感染対策の徹底等について、広報紙やホームページ、チラシの各戸配布、防災無線等により呼びかけを行っている。

【その他の取組】

- ・ 学校、保育施設、福祉施設等への抗原検査キットの配布を、2月から、それまでの2週間に1回の配布を毎週配布に拡充したところもある。

3 盛岡広域振興局の対応

盛岡広域振興局では、新型コロナ発生以降、県央保健所の業務支援体制を整えているが、第6波の感染者数の増大を受けて、随時の検体搬送等の支援に加え、1月下旬からは保健師が担っている業務の専従による事務支援を強化して対応している。

4 県立病院の対応

学校の学級閉鎖措置等のため、出勤できない職員が多くなる状況があったが、県教委等の対応により、職員の自宅待機期間を判断する時間を短縮できるようになり業務への影響の緩和につながった。病院として、救急患者の受入れを止めることがないよう取り組んでいる。

5 県立高校の対応

- ・ 私立大学入試や国公立大学の2次試験の受験に影響が出ないように感染予防対策をしっかりと行うとともに、他県や首都圏から戻ってきた生徒の体調管理についても留意して対応する。
- ・ 高校入試に係る感染予防対策を各校でしっかり対応する。
- ・ 卒業式について、参加者の人数制限や式の進行方法等の感染防止対策を実施する。

県南広域振興局における新型コロナウイルス感染症対策の取組状況について

県南広域振興局管内各市町における新型コロナウイルス感染症対策に係る取組状況等について報告します。

1 地方支部会議の開催

- (1) 第49回本部員会議を受け、管内3地区において地方支部会議を開催
令和4年2月18日（金） 奥州・一関・花巻
- (2) 第49回本部員会議を踏まえた市町の対応状況等
 - ・ 教育・保育施設、学校、高齢者施設等を中心に感染が拡大していることから、各市町において対策本部会議等で感染状況の共有を図るとともに、首長メッセージの発出や県からの通知の周知により感染対策の徹底に取り組んでいる。
 - ・ 奥州市：2/21の本部会議において、市公共施設の休館を2月末までとし、以降は施設ごとに対象者や開館時間などの一部制限を設けながら開館することとした。
 - ・ 金ヶ崎町：2/21の本部会議において、町民又は町内団体に限定していた町公共施設の利用制限を3/13まで延長することとした。

2 「岩手緊急事態宣言」等を踏まえた市町の対応について（直近の状況）

花巻市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2/1に市対策本部会議を開催。 ・ 中部管内で感染者の発生が続いていることから、1/22から施設の利用制限を4段階中レベル3（管理者が居る時間のみ開館。土日休み）に設定していたが、1/24の本部員会議でレベル4（ほぼ休館）にしており、現在も継続中。
北上市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2/21に市本部会議を開催し、2/22に市長メッセージを発出。 ・ イベント開催について、基本的に延期や中止はないが、一部の事業については延期、中止を決定。
遠野市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2/14に市本部会議を開催。市内感染者拡大に伴う対策を協議。 ・ 2/7に市内感染状況や濃厚接触者の同居家族の対応方法周知など（市長メッセージ）を遠野テレビで緊急放送発信。 ・ 原則、市主催のイベント、集会、会合等は中止・延期（期間：2/2～2/13）とし、今後は状況を見て判断する。
西和賀町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1/26に町長メッセージを告知端末にて直接放送。 ・ 公共施設の営業等については、周りの状況をみながら延期・中止を判断する。

奥州市	<ul style="list-style-type: none"> ・2/21 に市対策本部会議を開催。 ・市公共施設の休館を2月末までとし、以降は感染状況に応じ、施設ごとに対象者や開館時間などの一部制限を設けながら開館する。(再掲)
金ヶ崎町	<ul style="list-style-type: none"> ・2/21 に本部会議を開催。 ・町公共施設の利用を町民又は町内団体に限定する措置を3/13まで延長。(再掲) ・学校等に対しては、県立学校の部活動運用方針に準拠することを決定し、町長メッセージを発出。 ・生涯教育センターでは、全利用者の名簿を徴収することとし、小学校のスポーツ少年団の活動も2時間以内とした。
一関市	<ul style="list-style-type: none"> ・2/21 に市対策本部会議を開催。
平泉町	<ul style="list-style-type: none"> ・2/21 に町対策本部会議を開催。 ・平泉町立図書館は、町民と町内在勤者の利用のみ(館内滞在不可)、体育施設等は町民以外の利用を制限し、現在も継続中。

3 保健所への支援の状況

県南広域振興局では、新型コロナウイルス感染者の拡大に伴う保健所業務の支援のため、花巻、奥州、一関の各地区単位での支援に加え、本局各部等の職員を中部保健所及び一関保健所に派遣している。

【沿岸広域振興局】新型コロナウイルス感染症対策の取組状況について

沿岸広域振興局管内各市町村における新型コロナウイルス感染症対策に係る取組状況について報告します。

1 地方支部会議の開催

第49回本部員会議を受け、管内3地区において地方支部会議を開催

令和4年2月18日（金） 釜石、宮古、大船渡

2 住民への注意喚起

- **基本的な感染拡大防止対策の徹底**について、管内全ての市町村において、広報誌や自治体HP、防災無線等を用いて呼びかけを行っているほか、**大船渡市**や**宮古市**などにおいては、自治体の公式SNS等を活用して首長メッセージを発し、住民向けの注意喚起に取り組んでいる。
- オミクロン株の感染拡大により、特に**児童・生徒や高齢者の感染が拡大**していることから、**田野畑村**では児童館や保育園、小中学校などの**保護者**に向けて**注意事項の通知**を発出したほか、複数の市町村において、関係団体等の協力を得て、**個人・家庭向けの注意喚起を強化**するなど地域の状況を踏まえた取組が進められている。
- **岩泉町**が各世帯に整備した**情報伝達端末**の活用や、地元の**コミュニティFM**（FMねまらいん（大船渡市）、宮古ハーバーラジオ（宮古市））の活用など、**地域資源を活用した注意喚起**の取組も展開されている。

3 公共施設等の対応

- ・ 原則として通常通り開館するとしている自治体が多いが、いずれも**基本的な感染拡大防止対策の徹底**を条件としている。
- ・ 釜石市などいくつかの自治体では、県内での学校クラスターが多発している実状を受け、**保護者等の意向**も踏まえ、当面の間、学校施設内への**関係者以外の立ち入りを制限**したり、地域住民やスポーツクラブ等への**学校施設の開放を休止**する対応を取っている。

4 行事・イベント等の対応

- ・ 県外からの**大勢の来場者**が予想される全国椿サミット大船渡大会（3/19、20）は中止とされたほか、個別の**イベントごとにその態様や事情を考慮**して、中止、延期または規模縮小などの判断がとられている。
- ・ 釜石市では、観客が大声を出すことが予想されるなど有観客イベントの開催について、**収容率や収容人数に独自の制限**を設けて対応している。

5 ワクチン接種の促進

- ・ 宮古市の**市民交流センター**や大船渡市の**市民体育館**など行政施設に集団接種会場を設置する事例以外にも、**民間の商業施設**に集団接種会場を設置する**釜石市**など、接種の促進に向けて来場者の**利便性への配慮**や**地域の事情**に合わせた取組が進められている。
- ・ 陸前高田市や大槌町などでは、感染予防の注意喚起と合わせて早期のワクチン接種を啓発するため、予約手順などを分かりやすく記載した**住民向けチラシ**を全戸配布するなど、ワクチン接種の促進に取り組んでいる。

6 その他

- ・ 感染拡大が続いている状況下では、**津波警報発令時等の避難所運営**が課題となることから、**宮古市**などにおいて、避難所内への**パーティション**の設置や**感染者専用の避難所**開設など、**様々なケースを想定した対策**の検討が進められている。

【県北広域振興局】新型コロナウイルス感染症対策の取組状況について

県北広域振興局管内各市町村における新型コロナウイルス感染症対策に係る取組状況等について報告します。

1 地方支部会議の開催

第 49 回本部員会議を受け、管内 2 地区において地方支部会議を開催
令和 4 年 2 月 18 日（金） 久慈・二戸

2 「岩手緊急事態宣言」等を踏まえた市町村の対応について（前回報告分以降）

- ・ 新型コロナウイルス新規感染者数の増加等に伴い各市町村で随時本部会議を開催している。久慈市では、市内で感染者が確認された日の夕方
に本部会議を開催することになっているが、ここ数日は毎日本部会議を開催している。
- ・ 普代村では、県による集団接種及びPCR無料検査についてのチラシを2月上旬に村内全戸に配布した。
- ・ 軽米町では、軽米テレビ（町営ケーブルテレビ）により町長から感染予防を呼びかける取組を行っている。

【以上、各市町村】

3 学校の対応状況について

- ・ 県立高校では、リモート授業等を活用するなど登校する生徒を制限する対応をしているほか、教室に二酸化炭素測定器を設置し、室内の換気
等に配慮しながら授業を行っている。
- ・ 保育所や小学校等のクラスターにより、濃厚接触者になった子供がいる職員が勤務できない状況になった高校があるが、今後予定されている
高校入試等の際に、自宅待機等で多くの職員が休まなければならない状況になることを懸念している。
- ・ 来週末には国公立大学の前期試験があり、生徒が県外に試験を受けるため移動することにより、感染が広がることを懸念している。

【以上、県立学校班】

- ・ 二戸管内の中学校で多くの職員が出勤できない状況になり数日間学校閉鎖を行ったが、その後数名が出勤できるようになり、教育事務所の指
導主事が学校に応援に行くなどの対応をすることで学校を再開することができた。

【教育事務所班】

4 病院の対応状況について

- ・ 通常でも冬季は入院患者が多くなることから、コロナ病床を有する病院の中には、軽症で手術などを延ばすことができる患者には手術等を延期してもらっており、病院の体制に余裕が持てるように対応している。
- ・ 県立久慈病院では、家族の勤務先や保育・教育施設におけるクラスターの発生等により職員が勤務できず業務負荷が増加している状況があるほか、患者の受入、接触者の検体採取、発熱外来、集団接種、面会禁止に伴う家族への対応などの負担が増加している。このような状況が続くと、現在の診療制限をさらに強化する必要がある。出てくる。
- ・ 検査試薬については、海外生産品の供給制限が生じているが、国内生産品の供給に滞りはなく、検査需要に対応できている。

【以上、県立病院班】

5 その他

(1) 自宅療養について

- ・ 自宅療養については、50歳未満で基礎疾患がなくBMIが正常の方は、基本的に自宅療養、家族内での感染が不安な場合には宿泊療養とする振り分けを行っている。自宅療養者には、医師会、医療機関及び保健所で連携しながら対応している。

【以上、保健福祉環境班】

(2) 自宅待機等による業務への影響（BCP（業務継続計画）を含む）について

- ・ 県立病院では、職員がどのくらい休んだ時にどの業務を残すかということを各部門で策定しており、特に夜勤体制を減らしていくことになるが、必要に応じて入院患者を退院させるなどの影響が出てくる。【県立病院班】
- ・ 市町村では、自宅待機等となる職員は若干いるものの、多くの職員が出勤できない状況にはなっていないことから、概ね通常どおりの業務を行っている。【各市町村】
- ・ 県北広域振興局では、自宅待機等による影響は生じていないが、BCPを実行し、保健所への支援をしており、加えて久慈管内の鳥インフルエンザへの対応も行っている状況。【総務班】

新型コロナワクチン接種の進捗状況等について

1 3回目接種の加速について

- ・ 高齢者施設等での感染者の増加を踏まえ、岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会
が示した感染対策の見解に基づき、高齢者施設の入所者・従事者、教職員、保育士等に対する
ワクチン接種を加速していく。
- ・ 県民の皆様には3回目接種を正しく理解していただくため、県の専門相談コールセンターによ
る医学的な相談やホームページ等を通じた、安全性や有効性、副反応に関する情報発信を行っ
ていく。
- ・ なお、国内外の臨床試験や様々な疫学研究によると、3回目接種を受けることにより、オミ
クロン株に対しても、発症予防や入院予防の効果が回復すると報告されているほか、1・2回
目と異なるワクチンを用いて交接種をした場合であっても、抗体価は十分上昇するとされて
いる。

2 接種の前倒しに係る市町村の取組状況

県では、市町村に対し、接種の前倒しと加速を働きかけており、2月25日時点の各市町村の
前倒しの状況は以下のとおりであるが、引き続き、更なる前倒しに向け、支援していく。

(1) 接種券の前倒し送付の状況

	6か月経過前後に一斉 送付するよう前倒し	可能な限り送付ペース を前倒し	検討中
市町村数	10市町村	15市町村	8市町村

(出典：県医療政策室調査による。)

(2) 64歳以下の接種開始時期の見込

	開始済	2月中	3月中	検討中
市町村数	8市町村	2市町村	15市町村	8市町村

(出典：県医療政策室調査による。)

3 県内のワクチン接種の進捗状況

- (1) 2月23日時点において、全人口約122万1千人に占める3回目接種率は15.2%、全国の接
種率(16.5%)と同程度。
- (2) 県内の全人口に占める1回目接種率は83.8%、2回目は83.2%と、全国でも上位の接種実績。

4 県の集団接種の予約状況

(1) 直近2週間の予約状況 (2/24 18時時点)

日程	会場名	予約枠	予約数	予約率	土日合計			
					予約枠	予約数	予約率	残り枠
2/26(土)	ツガワ 未来館 アピオ	1,470	1,470	100.0%	4,410	2,334	52.9%	2,076
2/27(日)		2,940	829	28.2%				
3/5(土)	江刺西 体育館	540	523	96.9%	1,620	799	49.3%	821
3/6(日)		1,080	221	20.5%				

※モデルナ社ワクチンを使用。

(2) 県による集団接種の積極的活用のお願い

ア 各市町村では、鋭意、接種券の前倒しの発行を行っているところであり、県の集団接種は、接種日の前日まで予約を可能としており、接種を希望される方は県の集団接種を積極的に活用いただくようお願いしたい。

イ 特に、高齢者施設のほか、障害者支援施設、保育所、学校等の施設の従事者等の方々は、クラスター発生防止等の観点からも積極的に活用いただきたい。

なお、2月27日(日)に特別支援学校の教職員に活用いただく予定となっている。

5 5歳から11歳までの小児への接種

(1) 本県では、3月4日(金)に県央部の特別支援学校の児童を対象に接種開始予定であり、その他の地域においても順次接種を実施。

(2) 本人と保護者に、ワクチン接種のメリット・デメリットを十分に御理解いただくため、県の専門相談コールセンターで医学的な相談に対応するとともに、ホームページやSNS、県独自に作成したリーフレットの配付により、正確な情報を提供。

新型コロナウイルス感染症に係る健康影響（後遺症等）の調査結果について

1 目的

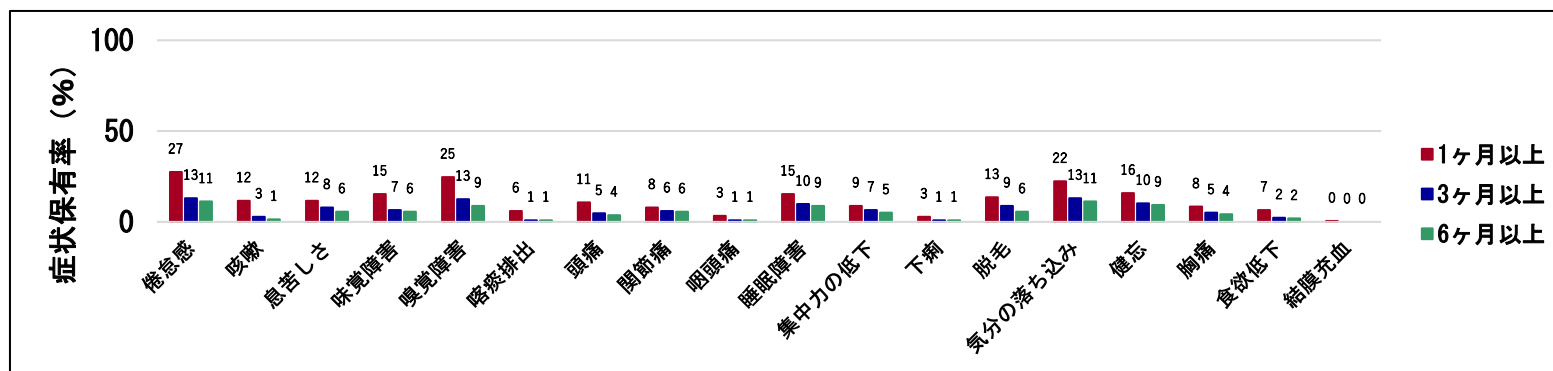
県内で新型コロナウイルス感染症に罹患した患者の感染後の症状（いわゆる後遺症）による健康影響や社会的影響の実態を把握するため調査を実施したものを。

2 調査概要（詳細は別紙参照）

- (1) 調査期間 令和3年11月15日～12月15日
- (2) 調査方法 郵送調査（無記名）
- (3) 対象者 528名（R2.7.29～R3.3.31の新型コロナ確定患者のうち16歳以上の者）
- (4) 回答者 218名（回答率41.4%）
- (5) 調査結果

ア 健康影響（症状）

6ヶ月以上継続した症状として倦怠感、気分の落ち込みと回答した方が11%と最も多く、嗅覚障害（9%）等が続いた。国の調査に比べ、本県では倦怠感は低い、症状の出現頻度や遷延の状況は全国調査と相関する結果となった。



イ 社会的影響

差別と偏見は約7割があったと回答した。

3 今後の対応

(1) 健康影響（症状）

ア 県医師会を通じて県内医療機関に、後遺症が疑われる患者が受診した際には、国が令和3年12月にとりまとめた診療の手引きに基づき対応するよう周知した。

イ 後遺症が疑われる方は、まずはかかりつけ又は最寄りの内科で対応することとし、県民向けの診療の案内を県ホームページにより周知する。

(2) 社会的影響

引き続き、差別・偏見・誹謗中傷をすることのないようあらゆる機会を捉え発信を行う。

新型コロナウイルス感染症に係る健康影響（後遺症等）の調査結果

1 目的

県内で新型コロナウイルス感染症に罹患した患者の感染後の症状（いわゆる後遺症）による健康影響や社会的影響の実態を把握するため調査を実施する。

2 結果概要

(1) 属性情報

回答者の居住地は内陸地域が72%、県北・沿岸地域が26%であった。

(2) 入院中の状況

酸素投与を受けた患者が8.5%、集中治療を受けた患者が1.4%であった。

(3) 健康影響（症状）

6ヶ月以上継続した症状として倦怠感、気分の落ち込みと回答した方が11%と最も多く、嗅覚障害（9%）等が続いた。国の調査に比べ、本県では倦怠感は低いが、症状の出現頻度や遷延の状況は全国調査と相関する結果となった。

(4) 社会的影響

差別と偏見は約7割があったと回答した。

(5) 気分の落ち込み

CES-D（気持ちの落ち込み度評価）で、約10%に軽度以上のうつ症状を認めた。

3 調査方法等

(1) 調査期間

令和3年11月15日～12月15日

(2) 調査対象者

令和2年7月29日から令和3年3月31日までに新型コロナ確定患者のうち16歳以上の者（計528名）（解析の一部は上記患者のうち一部のみ分析）

(3) 調査方法

積極的疫学調査票等から情報を抽出し、自記式質問紙票を郵送。調査に同意があった方が無記名で回答し、令和3年12月15日までに返信のあったデータを分析